

令和5年度吉富町奨学金奨学生募集(10月開始分)

～奨学金制度のご紹介～

この制度は学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べることを目的としています。

◆申込締切

令和5年8月31日(木) 午後5時15分まで

◆貸付対象者(次の要件を満たすことが必要です。)

- 学生本人又は保護者等が本町に2年以上在住している方
- 学びたいという強い意欲のある者で、高等学校又は大学・大学院等に進学又は在学する方

◆奨学金の貸付金額

学校等	貸付月額(1人月額)
大学・大学院・短大・高専(4年生以上) 専修学校専門課程	60,000円
高校・高専(3年生以下) 専修学校高等課程	27,000円

※専修学校は修学年限2年以上の高等課程及び専門課程で文部科学省令によるものに限ります。

※奨学金の貸付期間は、学校の正規の修業期間です。

◆申請時に必要なもの

(事前に申請書類をダウンロードするか教育委員会に取りに来てください)

- 受給申請書(各自直筆で記入したもの)
- 学校長の推薦書(在学又は卒業校のもの)
- 受給申請者の本籍・続柄記載(世帯全員)の住民票(マイナンバーは必要ありません)
- 在学又は卒業学校の学業成績証明書
- 在学証明書又は入学許可証明書(合格通知)の写し
- 家庭の状況調査書
- 連帯保証人の住民票(本籍・続柄・マイナンバーは必要ありません)、納税証明書(住民税、固定資産税)※令和4年度分、所得証明書 ※令和5年度分

◆連帯保証人について

下記の要件を満たす連帯保証人(保護者(法定代理人)、保護者以外の連帯保証人)が必要です。

- 吉富町、上毛町、豊前市、築上町、行橋市、荻田町、みやこ町、中津市、宇佐市、豊後高田市に居住し、奨学金の支出の属する年度の前年度において住民税または固定資産税を納付している方であること(滞納者、未納者は不可)。

- 同一年度に本町における他の奨学生の連帯保証人を兼ねていないこと。ただし、保護者の連帯保証人が同一世帯の奨学生の連帯保証人である場合を除く。
- 吉富町議会議員及び吉富町職員でないこと。ただし、奨学生の保護者である場合を除く。
※連帯保証人につきましては、提出された書類をもとに保証能力について審査を行います。

◆申請後

- 1 審議会において貸付者を決定し、貸付決定の有無の通知を後日行います。
- 2 貸付決定を受けた方は、貸付決定後、借用証書、誓約書、連帯保証人2名分の印鑑証明書、振込口座の指定用紙を提出していただく必要があります。
※借用証書などを受領後、書面で連帯保証内容の意思確認を別途いたします(連帯保証内容の意思確認ができない場合、貸付決定が取り消されることがあります)。

◆奨学金の貸し付け

- 貸付金は原則として毎月奨学生の本人口座へ直接振り込みます。
※ 貸し付けは10月分からです。

◆奨学金の返還

- 卒業の翌年から年3回(6月、10月、2月)で貸付期間の3倍の期間で返還していただきます。納期限までに返還されない場合、督促手数料及び延滞金が発生することがあります。

◆申込み・問合せ

教育委員会 ☎22-1944